### 主 文

### 本件再審の請求を棄却する。

### 理 由

申立人の再審請求事由は別紙のとおりである。

上告を棄却した確定判決に対し再審の請求が許されるのは、刑事訴訟法四三六条 一項各号に定めた事由がある場合に限られている。しかるに本件請求事由は、二回 に亘るさきの再審請求理由と同じく、右のいずれにも該当しない。従つて本件再審 請求も不適法なものとして棄却を免れない。

よつて刑事訴訟法四四六条に則り、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

## 昭和二九年一一月二日

# 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	/]\	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎